

【多賀城市新型インフルエンザ等対策行動計画（改訂版）の概要】

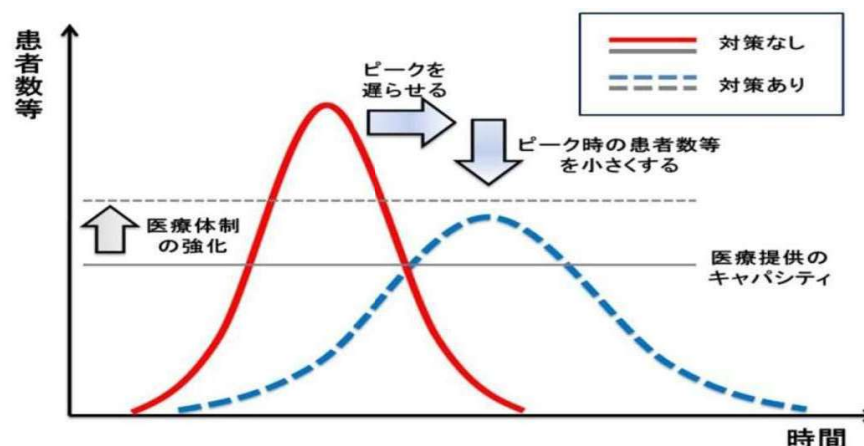
1 改定の目的

新型コロナウイルス感染症対策の経験と課題を教訓とし、新型インフルエンザ等に加え、その他の幅広い感染症による危機に対応できる地域社会を目指します。

〈基本方針〉

- 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護
- 市民生活及び市民経済に及ぼす影響を最小限に抑える

【対策の効果 概念図】



● 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定・改正の経緯

時期	内容
平成24年5月	平成21年4月に発生した新型インフルエンザの教訓を踏まえ、対策の実行性を高めるため制定。
令和2年3月	令和元年12月に中国武漢で発生した新型コロナウイルス感染症について、新型インフルエンザ等対策特別措置法に規定する新型インフルエンザ等とみなし、同法に基づく措置を実施することを可能とする改正。
令和3年2月	緊急事態宣言下でなくても対策がとれる「まん延防止等重点措置」を新設。対象となる感染症も見直しされた。
令和5年4月	迅速な初動対応のため、政府対策本部長の指示権の発動時期を、政府対策本部設置時に前倒しするなど、初動対応等を強化した。

2 行動計画の位置づけ

● 計画の目的・位置付け

- ・ 新型インフルエンザ等の発生が懸念、または発生した場合に、市民等の健康と社会生活への影響を最小限に抑えるため、市の新型インフルエンザ等対策の基本方針を示すもの
- ・ 政府行動計画及び県行動計画の準拠し、平時からの準備や感染症発生時の対策の内容を示すもの

	(国) 新型インフルエンザ等対策政府行動計画 (以下「政府行動計画」という)	(県) 宮城県新型インフルエンザ等対策行動計画 (以下「県行動計画」という)	(市) 多賀城市新型インフルエンザ行動計画 (以下「市行動計画」という)
策定 改正の 経緯	平成25年6月 特措法第6条に基づき策定。 平成29年9月 治療薬の確保量など一部改定。 令和6年7月 新型コロナウイルス感染症対応への経験を踏まえ、抜本的に改正。	平成26年3月 特措法第7条に基づき政府行動計画に準拠し策定。 令和7年3月 政府計画の改正を受け、改正。	平成26年3月 政府行動計画及び県行動計画と整合性を図りながら「多賀城市地域防災計画新型インフルエンザ等対策編」を策定。 平成30年7月 国等における新型インフルエンザ等の対策の動向等をより柔軟に反映することを可能とするため、多賀城市新型インフルエンザ等対策行動計画」を策定。
対策の 役割	<ul style="list-style-type: none"> ●抗インフルエンザウイルス薬の製造・備蓄、緊急事態宣言の発出等 ●対処方針を作成し、県・市町村の対策実施を支援 	<ul style="list-style-type: none"> ●医療体制の確保、医療の提供、社会活動の自粛要請等 ●国の対処方針に準じて、市町村と連携して、対策を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ●市民への情報提供、市民の生活支援、予防接種の実施等 ●国の対処方針に準じて、宮城県の対策に協力し、対策を実施

3 政府行動計画 改正の主なポイント①

- **新型インフルエンザ等対策政府行動計画**は、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、新型インフルエンザ等による感染症危機が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるよう、**平時の準備や感染症発生時の対策の内容を示すものとして、2013年に策定**（2017年に一部改定）
- 今般、新型コロナウイルス感染症対応の経験を踏まえ、**初めて政府行動計画を抜本的に改正**
「内閣感染症危機管理統括庁」や「国立健康危機管理研究機構（JIHS）」の設置や、
国・都道府県の総合調整・指示権限拡充によるガバナンス強化、医療機関等との平時の協定締結による準備体制の確立等の制度改正も反映し、**新型コロナウイルスや新型インフルエンザ以外も含めた幅広い感染症による危機に対応できる社会を目指す**
- 次の感染症危機においては、**本政府行動計画を参考に**、感染症の特徴や科学的知見を踏まえ、**基本的対処方針を速やかに作成し**、対応

1. 平時の準備の充実

- 「訓練でできないことは、実際もできない」
国や地方公共団体等の関係機関において、**平時から実効性のある訓練を定期的**に実施し、不断に点検・改善
- 感染症法等の計画に基づき、自治体は関係機関と協定を締結。**感染症発生時の医療・検査の体制立上げ**を迅速に行う体制を確保
- **国と地方公共団体等、JIHSと地方衛生研究所等との間の連携体制**やネットワークの構築

2. 対策項目の拡充と横断的視点の設定

- 全体を3期（準備期、初動期、対応期）に分けて記載
 - 6項目だった対策項目を**13項目に拡充**。内容を精緻化
 - 特に**水際対策や検査、ワクチン等**の項目について、従前の政府行動計画から記載を充実するとともに、偏見・差別等の防止や偽・誤情報対策も含めた**リスクコミュニケーションの在り方等**を整理
 - 5つの横断的視点※を設定し、各対策項目の取組を強化
- ※ 人材育成、国と地方公共団体との連携、DXの推進、研究開発支援、国際連携

3. 幅広い感染症に対応する対策の整理と柔軟かつ機動的な対策の切替え

- **新型インフル・新型コロナ以外の呼吸器感染症をも念頭に**、**中長期的に複数の波が来ることも想定**して対策を整理
 - 状況の変化※に応じて、感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえ、**柔軟かつ機動的に対策を切替え**
- ※ 検査や医療提供体制の整備、ワクチン・治療薬の普及、社会経済の状況等

4. DX（デジタル・トランスフォーメーション）の推進

- 予防接種事務のデジタル化・標準化や電子カルテ情報の標準化等の医療DXを進め、**国と地方公共団体間等の情報収集・共有・分析・活用の基盤整備**
- 将来的に電子カルテと発生届の連携や臨床情報の研究開発への活用等

5. 実効性確保のための取組

- 政府行動計画に沿った取組を推進するとともに実施状況を**毎年度フォローアップ**※
- ※特に検査・医療提供体制の整備、個人防護具等の備蓄状況等は見える化
- 感染症法等の計画等の見直し状況やこれらとの整合性等を踏まえ、**おおむね6年ごとに改定**

4 政府行動計画 改正の主なポイント②

①実施体制

- ・国、地方公共団体、JHS、研究機関、医療機関等の多様な主体が相互に連携し、国際的にも協調することにより、実効的な対策を講ずる体制を確保
- ・平時における人材確保・育成や実践的な訓練による対応力強化、有事には政府対策本部を中心に基本的対処方針に基づき的確な政策判断・実行

②情報収集・分析 ③サーベイランス

- ・サーベイランス及び情報収集・分析の体制構築やDXの推進を通じた、平時からの効率的かつ効果的なサーベイランス、情報収集・分析の実施
- ・感染症対策の判断に際した、感染症、医療の状況の包括的なリスク評価、国民生活及び国民経済の状況の考慮

④情報提供・共有、リスクコミュニケーション

- ・感染症危機においては、情報の錯綜、偏見・差別等の発生、偽・誤情報の流布のおそれ
- ・感染症対策を効果的に行うため、可能な限り双方向のコミュニケーションを行い、リスク情報とその見方の共有等を行い、国民等が適切に判断・行動
- ・平時から、感染症等に関する普及啓発、リスクミ体制の整備、情報提供・共有の方法の整理等

⑤水際対策

- ・国内への新型インフルエンザ等の病原体の侵入や感染拡大のスピードをできる限り遅らせるため、検疫措置の強化や入国制限等の水際対策を総合的に実施
- ・病原体の性状等を踏まえ、対策の有効性、実行可能性、国民生活及び社会経済活動に与える影響等を総合的に勘案し、実施すべき水際対策を選択・決定
- ・状況の進展に応じ、対策の縮小・中止等見直しを実施

⑥まん延防止

- ・医療提供体制を拡充しつつ、治療を要する患者数をその範囲内に収めるため、感染拡大のスピードやピークを抑制
- ・医療ひっ迫時にはまん延防止等重点措置、緊急事態宣言を含む必要な措置を適時適切に実施
- ・ワクチン、治療薬等の状況変化に応じて対策の縮小・中止を機動的に実施

⑦ワクチン

- ・「ワクチン開発・生産体制強化戦略」に基づき、重点感染症を対象としたワクチンの研究開発を平時から推進し、研究開発の基盤を強化
- ・有事に国内外で開発されたワクチンを確保し迅速に接種を進めるための体制整備を行う
- ・予防接種事務のデジタル化やリスクミを推進

⑧医療

- ・医療の提供は、健康被害を最小限にとどめるために不可欠、かつ社会・経済活動への影響を最小限にとどめることにつながる
- ・平時から、予防計画及び医療計画に基づき、都道府県と医療機関の間で医療措置協定を締結することを通じて、感染症医療を提供できる体制を整備
- ・感染症危機には、通常医療との両立を念頭に置きつつ、感染症医療を提供できる体制を確保し、病原性や感染性等に応じて変化する状況に柔軟かつ機動的に対応

⑨治療薬・治療法

- ・重点感染症を対象とした治療薬の研究開発を平時から推進し、研究開発の基盤を強化
- ・有事に治療薬を確保し、治療法を確立するため、研究開発、臨床試験、薬事承認、製造、流通、投与、予後の情報収集及び対応までを含む一貫した対策・支援を実施

⑩検査

- ・必要な者に適時の検査を実施することで、患者の早期発見、流行状況の的確な把握等を行い、適切な医療提供や、対策の的確な実施・機動的な切替えを行う
- ・平時には機器や資材の確保、発生直後より早期の検査上げ、流行初期以降では病原体や検査の特性を踏まえた検査実施の方針の柔軟な変更を行う

⑪保健

- ・有事において地域の実情に応じた効果的な対策を実施して、住民の生命と健康を保護する
- ・都道府県等は、保健所や地方衛生研究所等において、検査、積極的疫学調査、入院勧告・措置、療養先の調整、移送、健康観察、生活支援等を実施
- ・平時から、業務負荷の急増に備え、有事に優先的に取り組む業務の整理、ICTの活用等による業務効率化・省力化を行う

⑫物資

- ・感染症対策物資等*が不足する場合、検疫、医療、検査等の実施等が滞る可能性
- ・平時の備蓄や有事の生産要請等により、医療機関を始めとした必要な機関に感染症対策物資等が十分に行き渡る仕組みを形成

*医薬品、医療機器、個人防護具等

⑬国民生活・国民経済

- ・感染症危機時には国民生活及び社会経済活動に大きな影響が及ぶ可能性
 - ・平時に事業継続等のために必要な準備を行い、有事に安定化を図ることが重要
 - ・国等は影響緩和のため必要な対策・支援*を行う
- *生活関連物資等の安定供給の呼び掛け、まん延防止措置等の心身への影響を考慮した対策、生活支援を要する者への支援等

5 市対策計画 取組の対策項目の比較

改正前	改正後	主な改正内容
① 実施体制	① 実施体制	総合調整や指示の明記
② サーベイランス ・情報収集	② 情報提供・共有、 リスクコミュニケーション	リスクコミュニケーションの追加
③ 情報収集・共有	③ まん延防止	対策の効果と市民生活への効果を勘案
④ 予防・まん延防止	④ ワクチン	新型インフルエンザ以外の新たなウイルスへの対応
⑤ 医療	⑤ 保健	平時からの、保健所との連携や協力体制の明記
	⑥ 物資	必要物品の備蓄・配置の記載
⑥ 市民生活・市民経済	⑦ 市民生活及び市民経済 の安定の確保	市民生活及び市民の心身の影響を明記

6 市対策計画 対策項目と横断的視点

対策項目	基本理念・目標(要旨)	横断的視点		
		1	2	3
① 実施体制	市全体の危機管理の問題として取り組む	人材育成	国・県との連携	DXの推進
② 情報提供・共有 リスクコミュニケーション	正確な情報を迅速に提供し、市民が適切に判断し行動できるように取り組む			
③ まん延防止	対策の効果と市民生活への影響を勘案し、国や県との連携を強化し、まん延防止に努める			
④ ワクチン	個人の発症や重症化を防ぎ、必要な人が迅速に予防接種を受けられるよう取り組む			
⑤ 保健	適宜感染状況を踏まえ、市民の生命や健康を維持するよう、県と連携し取り組む			
⑥ 物資	感染対策物資等が滞ることなくいきわたるよう、県等と連携し取り組む			
⑦ 市民生活及び市民経済の安定の確保	市民の生活及び市民経済の安定を確保するよう県等と連携し取り組む			